

平成 30 年第 2 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 30 年 10 月 22 日 開会
平成 30 年 10 月 22 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 3 号(10 月 15 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	4
○広域連合議会副議長の選挙	4
○一般質問	5
○承認第 1 号の上程、説明、採決	6
○認定第 1 号の上程、説明、採決	6
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第 9 号の上程、説明、採決、討論、採決	13
○議案第 10 号の上程、説明、採決、討論、採決	14
○議案第 11 号の上程、説明、採決、討論、採決	14
○議案第 12 号の上程、説明、採決、討論、採決	14
○議決事件の条項、字句等の整理	15
○閉会	15
○会議録署名	16

平成 30 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 3 号

平成 30 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 30 年 10 月 15 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 金丸 一元

- 1 期日 平成 30 年 10 月 22 日(金)午後 2 時 15 分
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(23 名)

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 番 深沢健吾 君 | 3 番 谷垣喜一 君 | 4 番 深沢敏彦 君 |
| 5 番 西室 衛 君 | 6 番 清水康雄 君 | 7 番 中込恵子 君 |
| 8 番 岡野 淳 君 | 9 番 谷口和男 君 | 11 番 久嶋成美 君 |
| 12 番 飯島武志 君 | 13 番 田中輝美 君 | 14 番 笠井雄一 君 |
| 15 番 望月十四朗 君 | 16 番 田中一泰 君 | 18 番 樋口正訓 君 |
| 19 番 三井 猛 君 | 20 番 佐藤一仁 君 | 21 番 中村常実 君 |
| 22 番 後藤和雄 君 | 23 番 高村富三人 君 | 24 番 三浦直樹 君 |
| 25 番 倉沢鶴義 君 | 27 番 白木昭一 君 | |

不応招議員(4 名)

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 2 番 奥脇和一 君 | 10 番 武川則幸 君 | 17 番 望月藤一 君 |
| 26 番 加藤和秀幸 君 | | |

平成 30 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 30 年 10 月 22 日(金)午後 2 時 15 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について

日程第 5 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 6 一般質問

日程第 7 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部を改正する条例)

日程第 8 認定第 1 号 平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 2 号 平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 9 号 山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の制定について

日程第 11 議案第 10 号 平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)について

日程第 12 議案第 11 号 平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 12 まで議事日程に同じ

出席議員(23 名)

1 番 深沢健吾 君	3 番 谷垣喜一 君	4 番 深沢敏彦 君
5 番 西室 衛 君	6 番 清水康雄 君	7 番 中込恵子 君
8 番 岡野 淳 君	9 番 谷口和男 君	11 番 久嶋成美 君
12 番 飯島武志 君	13 番 田中輝美 君	14 番 笠井雄一 君
15 番 望月十四朗 君	16 番 田中一泰 君	18 番 樋口正訓 君
19 番 三井 猛 君	20 番 佐藤一仁 君	21 番 中村常実 君
22 番 後藤和雄 君	23 番 高村富三人 君	24 番 三浦直樹 君
25 番 倉沢鶴義 君	27 番 白木昭一 君	

欠席議員(4 名)

2 番 奥脇和一 君	10 番 武川則幸 君	17 番 望月藤一 君
26 番 加藤和秀幸 君		

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 金丸一元 君 監査委員 望月敏明 君

事務局長 功刀正 君 事務局次長 芦澤文男 君
業務課長 石井源仁 君 会計管理者 小口純枝 君
業務課資格管理担当リーダー 霜村直人 君
業務課庶務担当リーダー 雨宮正貴 君
業務課給付担当リーダー 神田晃二 君

事務局職員出席者

書記長 有賀英敏 書記 古屋真里 書記 石黒圭

【開 会】

開会 午後 2 時 15 分

●議長(谷垣喜一君) ただいまから、平成30年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数27人のうち、本日の出席議員は23人です。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(谷垣喜一君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前に、ご報告申し上げます。2番奥脇和一君、10番武川則幸君、17番望月藤一君、26番加藤和秀幸君より欠席の届けがありました。次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査、並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりです。議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長(谷垣喜一君) ここで、金丸広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 金丸広域連合長。
○広域連合長(金丸一元君) 皆様、こんにちは。平成30年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝申し上げます。さて、後期高齢者医療の現状につきましては、医療費や被保険者が年々増加する傾向にあり、昨年度の山梨県の後期高齢者の医療費は、1,066億円余り、前年より約4%の増加となっており、一人当たりの医療費につきましても、前年より約2%の増加となっております。また、本年6月に経済財政運営と改革の基本方針2018いわゆる骨太方針が閣議決定され、この中の社会保障の分野では、予防・健康づくりの推進、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化などが重要課題とされました。今後は、この基本方針を基に具体的な改革案が出てくると思いますが、各市町村とも緊密に連携・協力しながら、制度の円滑な運営に、なお一層の努力をしまっている所存でございます。本日は、平成29年度決算の認定案など計6議案を提案させていただいております。

何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶

拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

【議席の指定】

●議長(谷垣喜一君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。新たに選出されました3名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、9番甲斐市選出谷口和男君、14番市川三郷町選出笠井雄一君、18番富士川町選出樋口正訓君の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番深沢敏彦君、18番樋口正訓君を指名いたします。

【会期について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について」を議題といたします。選挙の方法については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、副議長の選挙の方法は指名推薦といたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、議長において指名することにいたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、三井猛君を指名いたします。ただいま、指名いたしました三井猛君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、よって、三井猛君が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、当選いたしました。三井猛君が、議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、当選されました、三井猛君よりあいさつを、お願いいたします。

○副議長(三井猛君) それでは就任にあたりまして一言挨拶申し上げます。ただいま副議長に就任いたしました昭和町の三井と申します。議長の補佐役として議会が円滑に運営されますことを目標に頑張っていきますので是非よろしくお願いいたします。また、広域連合長をはじめ、議員の皆様方にはご指導ご鞭撻をいただくことを心から申し上げます。

まして、簡単ではございますが一言就任のご挨拶とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第5「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。8番岡野淳君、15番望月十四朗君、16番田中一泰君の3名を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました岡野淳君、望月十四朗君、田中一泰君の3名を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、岡野淳君、望月十四朗君、田中一泰君を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第6 一般質問】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第6「一般質問」を行います。

議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め30分以内といたします。また、関連質問は認めません。5番西室衛議員から通告がありますので、発言を許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 5番西室衛君。

○5番西室衛君 大月市の西室です。よろしく願いいたします。議長の許可が下りましたので、一般質問させていただきます。基準収入額適用申請書を提出しなければ、負担率の変更ができないということになっております。この申請書を提出するにあたりまして、添付資料をつけなければいけないということになっております。この提出にあたりましては市町村の窓口となっておりますので、市町村は被保険者の収入は把握しております。

あえて添付資料を付けなくてもわかると思いますし、わざわざ現役並み所得者に対しまして、申請をするという手間をかけるというのはいかがかなものかなと思います。是非、該当者につきましての添付書類の処理について国の方に要望していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 西室衛議員の一般質問に対する答弁を行います。

後期高齢者医療制度では、課税所得によって負担割合を判定することとなっておりますが、税法上の控除額の関係から実際には収入が少ないにもかかわらず、課税所得が基準を超えて3割負担となられる方を救済するために収入による判定基準が設けられております。

現在、広域連合の電算処理システムでは、給与収入・公的年金等以外の収入を把握できないため、厚生労働省保険局高齢者医療課長通知により基準収入額適用申請書に確定申告書の写し等を添付していただいております。

今後は、添付書類を省略できるようにするため、電算処理システムの改修について、国に要望してまいります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 西室議員。

○5番西室衛君 答弁ありがとうございます。主旨はわかっているつもりではあります

けれども、是非被保険者に寄り添った制度にしていきたいと思いますので、わざわざ申請しなくても良いという制度にしていいただければ3割負担をしなくても良いという現状になりますので、その点よろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 以上で一般質問を終わります。

【日程第7 承認第1号】

●議長(谷垣喜一君) 次に日程第7、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。本件について説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) まず承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) それでは承認第1号、条例改正の詳細について、ご説明いたします。別冊の資料1、条例説明書の1ページをご覧ください。要旨につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第210号)が平成30年7月13日に公布され、平成30年8月1日から施行されるため、所要の改正を行ったものであります。

次に、内容ですが、所得の少ない者に係る保険料の減額という見出しの、第13条第1項第1号の2中、「令第15条第1項第4号」を「令第15条第1項第6号」に改める、というものであります。

次に、新旧対照表であります。資料の3ページをご覧ください。3ページの4行上の行にアンダーラインが入っております。旧は向かって右、新は左にあります。

以上が、承認第1号の専決処分した「山梨県後期高齢者医療広域連合条例第4号」、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、承認第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。承認第1号、「専決処分の報告及び承認を求めることについて(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第8 認定第1号】

●議長(谷垣喜一君) 次に日程第8、認定第1号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、日程第9、認定第2号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から、認定第1号、及び第2号についての、決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 監査委員、望月敏明君。

○監査委員(望月敏明君) 監査委員の望月でございます。平成29年度決算審査の結果について報告を致します。審査は、平成30年8月21日午後1時30分より広域連合事務室において、私と望月監査委員の両名で行いました。審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出されました、歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。

また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。意見としましては、次のとおり提出をいたしました。

お手元の決算審査意見書の最終8ページにございますが、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであるため、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。

一方で、毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費については、被保険者数の増加により、平成29年度の一人当たり医療費は2.0%の増となっている。また高齢化、医療の高度化が進み、医療費の増加傾向は続いている。

平成30年2月の厚生労働省の調剤医療費の動向における都道府県別後発医薬品割合によると、山梨県は17年度9月時点で63.6%の全国46位となっており、後発薬の使用が進んでいない。厚生労働省の「後発薬普及への重点地域指定」として山梨県が候補に挙がっているとみられ、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費の適正化や健康増進事業等を市町村と連携しながら継続していくことにより、その抑制に努められたい。また、負担区分の変更等で生じた医療費の返納金については、公平・公正性を保つ意味でも更なる取組み強化を図られたい。

今年4月の財務省の財政制度等審議会では、後期高齢者の医療費を少子化の進む中、増え続ける医療費抑制のため、医療費の急増が予想される2022年ごろまでに、自己負担額を1割から2割に引き上げるよう提案をしている。政府は、2019年10月に予定している消費税率10%への引き上げを考慮し、2019年度は行わず2020年度以降に先送りする方向で調整に入っていることから、国や県、市町村との連携を深め、社会情勢や医療費の動向を注視する中で後期高齢者に対する適切な医療給付を行うと共に、適正かつ効率的な予算執行に一層努力されたい。

以上の意見を提出いたしました。

●議長(谷垣喜一君) 監査委員の監査結果の報告が終わりました。ただいまから、認定第1号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 認定第1号、平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項の規定に

より、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。内容につきましては、芦澤事務局次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 芦澤事務局次長。

○事務局次長(芦澤文男君) それでは一般会計歳入歳出決算の認定について、概要をご説明いたします。お手元の資料2「歳入歳出決算書」の6～7ページをお開きください。「歳入歳出決算」の詳細を「事項別明細書」により、主な歳入・歳出についてご説明いたします。

それではまず、歳入につきましては、それぞれの調定額と収入済額は、同額となっております。1款「分担金及び負担金」は、4億7,253万3,174円の収入となっております。内容といたしましては、事務費共通経費負担金として、構成27市町村から4億7,162万円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として9市町村から91万3,174円の収入となっております。4款「財産収入」7,437円につきましては、財政調整基金の利息分であります。5款「繰入金」682万5千円は、内部情報系システム導入・構築のため、財政調整基金よりの繰入金であります。6款「繰越金」2,587万2,662円は、前年度からの繰越金であります。7款「諸収入」の主な歳入は、普通預金利子の3万1,134円であります。

以上、歳入合計につきましては、予算現額5億5,253万3千円に対しまして、調定額・収入済額ともに、5億5,272万2,627円となっております。

次に、歳出についてご説明をいたします。8～9ページをお開きください。1款「議会費」は、1,08万9,256円となっております。平成29年度は、定例会を2回開催し、主な支出は、議員27名の報酬であります。次に、2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の支出は、1億6,609万3,037円となっております。この、「一般管理費」につきましては、主な節で、ご説明をいたします。

なお、備考欄には、主な内容が記載されておりますので、ご参照をお願いいたします。3節「職員手当等」5,294万7,300円は、派遣職員17名の通勤手当に3,661,600円、同じく派遣職員13名の超過勤務手当に1,411万3,530円を支出しております。11節「需用費」1,722万2,645円は、事務用品などの消耗品に71万5,251円、事務所の電気料に82万6,496円を支出しております。12節「役務費」58万2,653円は、通信運搬費として、39万3,348円、公用車2台の自動車損害保険料に4万8,000円を支出しております。13節「委託料」1,279万5,671円は、財務会計システム及びグループウェア委託料に1,150万5,960円、条例等整備委託料に85万3,200円、公会計システム委託料に40万2,840円を支出しております。14節「使用料及び賃借料」1,163万5,081円は、車輛借上料に51万8,070円、内部情報系パソコン及びサーバリース料に3,849,874円、広域連合事務所等不動産借上に554万1,600円、会場借上料などに173万2,800円を支出しております。18節「備品購入費」37万6,056円は、シュレッダー等の購入費であります。19節「負担金、補助及び交付金」1億3,336万9,378円は、広域連合の派遣職員20名の給与等を、派遣元の市町村に支出しております。次に、3項「監査委員費」26万5,240円につきましては、監査委員2名の報酬及び費用弁償であります。

続きまして、10ページをお開きください。3款「民生費」2億7,819万4,416円は、共通経費分として特別会計へ繰出してあります。共通経費の内容であります。電算システム委託料、国保連合会への療養費審査支払手数料や被保険者への医療費通知の通信費などあります。4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」の支出済額は、3,853万4,370円となっております。この支出は、財政調整基金へ

の積立金です。5款「予備費」は使用しておりません。

以上、歳出合計につきましては、予算現額5億525万3千円に対し、支出済額4億8,416万7,670円、不要額2,108万5,330円となっております。以上が、事項別明細書による説明でございます。

引き続きまして、一般会計の「実質収支に関する調書」であります。12ページをお開きください。歳入総額5億527万3千円、歳出総額4億8,416万8千円、歳入歳出差引額2,110万5千円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額は、2,110万5千円となっております。

以上が、平成29年度「山梨県後期高齢者医療広域連合」一般会計歳入・歳出決算の内容であります。

引き続き、31ページからの財産に関する調書の説明をさせていただきます。内容につきましては、32～33ページをお開きください。1、公有財産はありません。2、物品につきましては、レセプト保管用平行移動書庫一式及び公会計システムとなっております。3、債権はありません。4、基金であります。が、(1)の財政調整基金は、前年度末現在高9,423万2千円、決算年度中増減高は3,170万5千円の増、決算年度末現在高1億2,593万7千円となっております。(2)給付基金は、前年度末残高18億920万3千円、決算年度中増減高は、14万4千円の増、決算年度末現在高18億934万7千円となっております。

以上が、「財産に関する調書」であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、認定第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。認定第1号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、よって「認定第1号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第9 認定第2号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第9、認定第2号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 認定第2号、平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) それでは引き続きまして、特別会計を資料2決算書の事項別明細書18、19ページから説明させていただきます。歳入については、節において収入済額が1億円を超える所を主に説明します。なお、22ページまでは調定額と収入済額が同額となっておりますので収入済額のみで説明します。備考欄に節の主な内容を記載してあります、ご参照ください。1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金です。1目・1節「保険料等負担金」でございますが、65億2075万2,442円は、各市町村で収納した保険料相当額です。2目「療養

給付費負担金」・1節「現年度分」77億9,251万6,880円は、療養給付費の1/12にあたる市町村が負担すべき定率負担分です。3目・1節「保険基盤安定負担金」20億4,336万9,180円は、保険料の均等割軽減の7割軽減分まで、被扶養者についてはの5割軽減分までの財源であります。つまり都道府県3/4、市町村1/4と負担割合が入っています。都道府県の負担が15億3,252万6,885円、市町村が5億1,084万2,295円と併せて負担することになっています。

続きまして2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金です。1目「療養給付費負担金」・1節「現年度分」244億2,238万2,649円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の3/12に相当する額になります。2目「高額医療費負担金」・1節「現年度分」3億7,666万9,799円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4を国が負担するものです。19ページになります。1目・1節調整交付金91億1,291万円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね1/12を交付されます。そのうち89億9,210万6千円が普通調整交付金、残りの1億2,080万4千円が特別調整交付金となっています。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、各種事業に対する補助金となります。1節「健康診査事業は健康診査補助基準額」の1/3以内で補助をするためのものがございます。2節「医療費適正化等推進事業補助金事業」は重複頻回受診者等への訪問指導強化、後発医薬品の使用促進等の普及啓発の強化及び懇話会の開催に係るものがございます。3節「特別高額医療費共同事業」はレセプト1件あたり400万円をこえる著しく高額な医療費について、200万円を超える部分を対象に全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対するものがございます。

3目・1節「円滑運営臨時特例交付金」5億4,454万6,262円は、保険料軽減に係る財源として、低所得者の2割部分及び被扶養者に、特別対策として補填されるものです。4目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」1節「現年度分」は、東日本大震災で避難してきた後期高齢者に対して、一部負担金の免除と保険料減額に対して国から補助金が交付されるものがございます。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等であります。予算現額82億3,706万1千円、収入済額81億7,267万3,031円。1項県負担金81億3,844万3,031円で1目療養給付費負担金1節現年度分77億6,177万3,232円は療養給付費の1/12にあたり、県が負担すべき軽率負担金であります。

20ページに入らせていただきます。2目「高額医療費負担金」、1節「現年度分」3億7,666万9,799円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4を国と同様に県が負担するものです。2項財政安定化基金支出金1目1節財政安定化基金交付金は、保険料が予定された収納率を下回ったこと又、予想以上に給付費が膨らんだことで財源不足を補うために県に設置されております。3項「県補助金」1目「後期高齢者医療保険事業補助金」1節「健康診査事業補助金」は健康診査事業のうち国が定めた補助基準額の1/3を国と同様に県から補助されるものであります。

4款に入ります。支払基金交付金、1項1目「支払基金交付金」は現役世代からの支援金で、給付費の4/10相当額にあたります。この交付金は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するもので、予算現額399億179万1千円。1節「現年度分」も収入済額401億

4, 346万3, 334円で、備考欄にもありますが、前年度分返還額4億6, 909万666円を相殺してあります。

5款に入ります。特別高額医療費共同事業交付金は、一件400万円を超える高額なレセプトのうち、200万円を超えるものについて全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県で応じ交付されるものです。なお対象となる件数は47件でした。

21ページに入ります。6款「財産収入」は後期高齢者医療給付基金の運用費でございます。7款「繰入金」は、一般会計と各基金からの繰入金であり、予算現額5億4, 921万9千円、1項1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」収入済額が2億7, 819万4, 416円。これは市町村からの事務経費の負担金となっており、一般会計に入れたものを特別会計に繰り出します。2項「基金繰入金」2目1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」は、保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源に充てる場合に限りできる基金の繰入でございます。

8款「繰越金」1項1目1節「予算現額」25億696万2千円、収入済額25億696万1, 896円は平成28年度繰越金です。なお備考欄にはございますが、備考欄のとおり平成28年度に概算で交付された国・県等返還額分20億5, 757万1, 880円が含まれております。

つぎに9款県財政安定化基金繰入金、これは1項1目1節同じでございますが、保険料が予定した収納率を下回ったこと、予想以上に給付費が増加したこと等で生ずる財源不足を補うために県に設置されております。

22ページをお開きください。ここで調停済額と収入済額が食い違ってまいります。10款「諸収入」は、延滞金、加算金及び過料、それから預金利子、雑入でございます。予算現額1億4, 042万8千円、調停額1億8, 654万5, 984円、収入済額1億7, 753万1, 463円、3項雑入の1億7, 663万926円。1目1節「第三者納付金」1億6, 826万1, 423円は、交通事故等の第三者行為に係る医療費についての加害者からの納付金です。件数は1, 136件ございました。2目「返納金」は所得の構成等で負担等が変更になった方から、高額医療費、医療給付費を返還していただくものです。なお過年度分は調定額から収入済額と不納欠損額を引いたものが収入未済額となっております。未納者に対しては再度文章を送り、納付してくれるようお願いしております。またそれでもということで臨戸訪問により、直接納付をお願いし、一括納付が困難な場合には分納誓約をしていただくなどのお願いをしております。

23ページになります。歳入合計は、予算現額1, 015億3, 698万2千円、調定額1, 021億4, 469万5, 876円、収入済額1, 021億3, 568万1, 355円、不能欠損額262万2, 678円、収入未済額が639万1, 843円となっております。

次に24ページの歳出に入らせていただきます。歳出については、節において支出済額が1億円を超える所を主に説明します。備考欄に節の主な支出項目を記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務的経費であり、予算現額3億3, 348万4千円。支出済額3億1, 613万3, 416円。大きなところでは13節の委託料となっております。1番大きなものが国保連合会への委託料で9, 697万5, 719円、その他数千万を超える委託が備考欄の通りございます。

14節につきましては、25ページになります。機器使用料2款「保険給付費」は、被保険者に対する医療費等で、給付費用になります。審査支払手数料以外は19節「負担金補助及び交付金」です。予算現額989億7, 126万3千円、支出済額985億8, 059万2, 919円。1項「療養諸費」942億5, 689万8, 319円。1目「療養給付費」925億5, 848万982円は、入院、外来、歯科等の給付費です。

2目「訪問看護療養費」3億9,090万2,390円の件数5,543件です。3目「特別療養費」は資格書の方からの請求により給付するものでございます。4目「移送費」は治療を受けるために病院または診療所に移送された時の費用でございます。5目「審査支払手数料」2億6,218万9,050円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用です。1件75円で、件数349万5,854件ございました。6目「療養費」10億4,523万7,017円は、補装具、柔道整復等の給付です。支払件数は、7万2,166件です。

26ページをなります。2項「高額療養諸費」39億4,889万4,600円で、1目「高額療養費」38億5,730万3,713円は、窓口で支払う自己負担分が所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するもので、21万8,847件ございました。2目「高額介護合算療養費」は後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に係っている一部負担金が一定の負担額を超えたものについて支払っているもので、支払件数は7,651件ございました。3項「その他医療給付費」・1目「葬祭費」3億7,480万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に、葬祭費として5万円を給付するものです。給付件数は、7,496件です。4款「特別高額医療費共同事業拠出金」1件当たり400万円を超える著しく高額なレセプトが対象で200万円を超える部分について全国の広域連合で負担し合うための拠出金であります。5款「保険事業費」1項「健康保持増進事業費」は高齢者の医療の確保に関する法律に、後期高齢者医療広域連合においては健康教育、健康相談、健康診査等の健康の保持増進のための事業を行うために努めなければならないと規定されております。この規定に基づき実施した健診等の費用が主な内容となっております。予算現額1億2,383万6千円、支出済額1億1,692万8千円でございます。1目「健康診査費」は市町村が実施した健康診査事業の補助金になります。全27市町村で健康診査受診者は2万1,273人です。国が1,630万2,000円、県3,423万円、特別調整交付金で1,792万8千円措置されております。2目「その他健康保持増進費」は健康増進事業の奉仕者で西桂の福祉健康ボランティア祭りで広域連合が取材し、みんなで考えようおいしく食べるというタイトルで講演をいただいたもので、それに対する費用でございます。人間ドック等健康診査事業、小菅村で実施した健康づくり教室での費用を補助したものでございます。

27ページになります。6款「基金積立金」1項2目「後期高齢者医療給付基金積立金」25節「積立金」は、これから保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用はの等の財源確保のための積立ですが、4万6千円予備費の充用をしております。8款諸支出金1項「償還金及び還付加算金」は、国・県への償還等の支出金と保険料を還付するときの加算金であります。予算現額20億8,908万9千円、支出済額20億8,433万8,640円です。1目「保険料還付金」、市町村への還付金でございます。2目「償還金」、20億5,757万1,880円が療養給付費等の精算に伴う返還金で国庫支出金分18億488万5,233円、県支出金分2億5,268万2,354円となっております。

28ページに入ります。予備費は、不測の事態に対応するための予備的経費で、6款・1項「基金積立金」2目「後期高齢者医療給付基金積立金」へ4万6千円予備費から充用をしております。歳出合計の予算現額1,015億3,698万2千円、支出済額1,011億1,645万8,264円、不用額4億2,052万3,736円です。

実質収支に係る調書が29ページにございますが、30ページをお開きいただきますと歳入合計の歳入済額から歳出合計の支出済額を引いて出た差引額が10億1,922万3,091円。実質調書の収支については千円単位となっております。翌年度へ繰越すべき財源がないため、差引額が実質収支額になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、認定第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。認定第2号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、「認定第2号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

●議長(谷垣喜一君) ここで、暫時休憩いたします。開会は午後3時35分を予定いたします。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時35分

【日程第10 議案第9号】

●議長(谷垣喜一君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に日程第10、議案第9号「山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 議案第9号、山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例についてであります。被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てる基金について、条例を定める必要がありますので、この条例案を提出するものであります。内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) それでは資料1の条例説明書5、6ページをご覧ください。まず、この基金の設置のきっかけを説明します。厚生労働省保健局高齢者医療課からのメールで、長寿・健康増進事業の人間ドックへの助成が平成33から助成廃止となる通知が来ました。それがきっかけで各市町村の事業への取り組みも助成が廃止という中、どのような形で続けられるか、または続ける方法等も検討する中、これからも実施していけるために財源を確保しようと財源の確保元はどこかといいまして、保険者インセンティブという特別調整交付金を財源とした基金を設置することに至りました。保険者インセンティブとは、平成28年度から個人や保険者の取り組みを促す、医療費適正化、予防・健康づくり等の保健事業の取り組みを支援する仕組みとして、取り組みをポイント化し、特別調整交付金として国が交付するものです。取り組み例としては、生活習慣病を中心とした疾病予防(がんを含みます)、合併症予防を含む重症化予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動、介護予防等を目指すもの等です。そのための基金条例を新しく作ろうということでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律、昭和57年法律第80号に基づく被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等の費用に充てるために、基金を設置するというものがございます。

以上です。よろしくお願いたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。議案第9号「山梨県後期高齢者医療広域連合

保健事業等支援基金条例の制定については、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、「議案第9号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第11 議案第10号】

●議長(谷垣喜一君) 次に日程第11、議案第10号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 議案第10号、平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてであります。補正予算額は2,110万3千円の追加であります。内容につきましては、芦澤次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 芦澤事務局長。

○事務局長(芦澤文男君) それでは、概要についてご説明いたします。平成30年度一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,110万3千円を増額し、それぞれ6億166万8千円とするものです。

お手元の資料4「補正予算説明」の6ページをお開きください。歳入、4「款繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」を2,110万3千円増額し、2,110万4千円とするものです。これは、平成29年度の決算による剰余金が2,110万4千円となるため、これを予算に反映したものです。

次に歳出についてご説明いたします。8ページをお開きください。3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」を384万4千円減額し、4億1,029万円とするものです。これは、国からの補助金の交付による特別会計への事務費繰出し金の減額であります。4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」を2,494万7千円増額し、2,494万9千円とするものです。これは、地方財政法の規定により、前年度の剰余金を積み立てるものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第10号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。議案第10号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、「議案第10号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第12 議案第11号】

●議長(谷垣喜一君) 次に日程第12、議案第11号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 議案第11号、平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。補正予算額は11億2

65万1千円の追加であります。内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) 資料4の16、17ページをお開きいただきたいと思っております。上から説明の欄に過年度分とございますが、こちらがあるところは精算によって額が固まったというものと、二つ目の国庫補助金の円滑運営事業費補助金については電算処理システムの機器更改事業の補助金の内示額がございましたので、補正で追加させていただきました。現年度分という説明のところ下から一つの4款「支払基金交付金」のところですが、これは精算額を現年度分で精算したために現年度分の予算をマイナスさせていただいて、相殺をさせていただきました。一番下の6款の「財産収入」につきましては、先ほどの新設基金の運用利子を補正予算で計上させていただきました。

18ページに移らせていただきます。先ほど国庫補助金で内示額がございましたという説明をさせていただきましたが、もともと事務費繰入金で財源を充てていたものを、内示額のみだけ減額させていただきました。2項「基金繰入金」、「後期高齢者医療給付基金繰入金」につきましては、保険給付費の財源不足のために繰入をいたしました。繰越金につきましては先ほどの決算認定の際の繰越額による補正でございます。

次に20ページ歳出をご覧ください。21ページの説明欄に財源更正とあります。これにつきましては額の確定等によって、財源を更正せざるを得ない。一つ上の事業については、機器更改事業の内示額のぶんでございます。そして財源更正という部分の補正額0のところは22、23ページでございます。

24、25ページをお開きいただきたいと思っております。2段目の5款「基金積立金」1項「基金積立金」2目「保険事業等支援基金積立金」でございます。先ほど新設させていただきました基金に、3、224万4千円の積立金をし財源を確保するという補正でございます。一番下の欄の7款諸支出金の1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」でございますが、これは国県等の清算による返還金でございますが、今回の場合には国庫支出金の返還金の分でございます。10億7,040万7千円という数字でございます。26、27ページにつきましても補正額は0であります。さきほどの償還金のところの財源更正がされております。繰越金を充てる部分と繰入金を充てる部分。以上が補正の内容でございます。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第11号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。議案第11号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決すること、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、「議案第11号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長(谷垣喜一君) 異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上を持って、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので
会議を閉じます。

【閉会】

●議長(谷垣喜一君)ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。以上をもちまして、平成30年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

<書 記>

ご起立下さい。

相互に礼。(お疲れ様でした。)

閉会 午後3時57分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 谷 垣 喜 一

署名議員 深 沢 敏 彦

署名議員 樋 口 正 訓